平成２２年（フ）第１９５号
長崎県長崎市深堀町１丁目２番地７
債務者　海老沢秀治
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１１号
長崎県長崎市扇町９－７－701、住民票上の住所長崎県長崎市日の出町６番９号
債務者　山根　公蔵
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３２号
長崎県西彼杵郡時津町野田郷218番地14
パークサイドコーポ103号
債務者　谷口　建吾
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３３号
長崎県西彼杵郡時津町野田郷218番地14
パークサイドコーポ103号
債務者　谷口津恵美
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５２号
長崎県長崎市毛井首町264番地　ハイツ〝93―201号
債務者　川崎　　昇
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６１号
長崎県長崎市西坂町13番15号
債務者　青井　康子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７３号
長崎県長崎市宿町498番地　市営日見大曲アパート２棟506
債務者　池田　美鈴（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７６号
長崎県西彼杵郡長与町斉藤郷539番地―202号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷444番地１―203号
債務者　村里　靖彦
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８３号
北海道江別市豊幌美咲町36番地の11
債務者　川浪小百合
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９５１号
札幌市白石区川北１条１丁目11番20号
債務者　石岡　恵子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０６１号
札幌市西区平和３条７丁目２番２号　２階
債務者　鈴木　信誉
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１５２号
札幌市白石区東札幌２条４丁目７番29号　グリーンコーポＣ１階５号
債務者　小野　利男
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１９６号
札幌市北区北33条西３丁目１番28号　諏訪
債務者　菅野　康宏
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２５３号
札幌市東区北50条東２丁目２番２号　コーポ50―11号、住民票上の住所札幌市東区北47条東19丁目１番11号　ノースリュミエール201号
債務者　高畑　　潤
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３０５号
札幌市豊平区月寒西１条10丁目４番12号　平尾ハイツ３Ｆ―307
債務者　加島　幸紀
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３５６号
札幌市東区本町２条７丁目２番22号　メモリアルハウス103号
債務者　塩崎　真澄（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３７１号
北海道石狩市花川南４条３丁目130番地　コーポ美雪
債務者　重村　　正
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部